

墨田区行政財産使用料条例の一部を改正する条例（案）概要

1 概要

現 行	改 正 案
(1) 納期限の翌日から納付があった日までの期間 年14.6%	延滞金の利率を次のように引き下げる。 (1) 納期限の翌日から納付があった日までの期間 年14.6% <u>(ただし、特例基準割合(※)が年7.3%に満たない場合は、特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合)</u> (2) <u>納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</u> 年7.3% <u>(ただし、特例基準割合が年7.3%に満たない場合は、特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合は、年7.3%）)</u> ※ 特例基準割合 <u>当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合</u>

2 施行期日

平成26年1月1日

3 平成26年における実際の利率

14.6% → 9.3%

(納期限後1か月以内 : 14.6% → 3.0%)

(注) 財務大臣が告示する率（貸出約定平均金利）が1.0%の場合